

議案第100号

福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、福岡市総合図書館が収蔵するアジア映画等を広く活用し、映像文化の普及及び振興を図るため、映画フィルム等の貸与に関し所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市総合図書館条例の一部を改正する条例

福岡市総合図書館条例（平成8年福岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 本市を含めたアジアに関する文化的芸術的価値を有する映画フィルムその他の映像、音声等を記録した媒体（以下「映画フィルム等」という。）及び映画フィルム等に係る映画ポスター等の映画関係資料（以下「映像資料」と総称する。）を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供すること。

第4条中「映像資料」を「映画フィルム等」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（映画フィルム等の貸与）

第17条の2 教育委員会は、映像文化の普及及び振興を図るため、総合図書館が収蔵する映画フィルム等を有償で貸与することができる。

第18条第2項第8号中「許可（）」の次に「映像資料及び」を加え、同条第3項第2号中「第1号（市民の利用に供すること）」の次に「（教育委員会が定める図書資料にあっては、返却に係るものに限る。）」を加え、「第2号（市民の利用に供することのうち貸出をした映像資料の返却に係るものに限る。）」を削る。

第24条第1項中「図書資料等（）」の次に「映像資料及び」を加える。

別表第2備考第1項中「映像資料」を「映画フィルム等」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。